




春の地球ひろば

## CONTENTS

1. 新たな地理空間情報活用推進基本計画が策定 ..... 2
2. 第27回測量行政懇談会を開催 ..... 3
3. ワンクリックで湖沼の水深が分かります ..... 4
4. 「自然災害伝承碑 」のウェブ地図「地理院地図」公開数 ..... 5
5. 3月の報道発表・5月の主な行事予定 ..... 5

国土地理院は、新型コロナウイルス感染拡大防止をはかるため、イベント等の自粛、テレワークの活用等による人との接触を低減する取組を実施しています。

政府は、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）に基づき、今後5年間を計画期間とする「地理空間情報活用推進基本計画（4期）」を3月18日に閣議決定しました。

第1期の地理空間情報活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）では基盤地図情報等の基礎的な地理空間情報の整備やその提供・流通に関する仕組みの構築、第2期の基本計画では準天頂衛星の打ち上げをはじめとした地理空間情報活用のための基盤形成や地理空間情報の社会への浸透と定着、第3期の基本計画では地理空間情報を活用した社会課題の解決や新産業・新サービスの創出を取組の主な柱とし、着実に成果を上げてきました。

一方、近年、自然災害の激甚化・頻発化、環境問題への積極的な取組、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変化や社会のデジタル化の進展等、社会情勢・社会課題に大きな変化が生じています。また、これに対応する地理空間情報の活用も官民ともに進展しつつあり、これを支える技術の進化も進んでいます。これらを踏まえ、第4期の基本計画では、誰もがいつでもどこでも自分らしい生き方を享受できる社会の実現に向けて、地理空間情報のポテンシャルを最大限に活用した多様なサービスの創出・提供の実現を目指していきます。

### ■ 基本計画の全体指針

- 地理空間情報活用の新たな展開
- 地理空間情報活用ビジネスの持続的発展スパイラル構築
- 地理空間情報活用人材の育成、交流支援

### ■ 基本計画で取り組む具体的施策

- 自然災害・環境問題への対応
- 産業・経済の活性化
- 豊かな暮らしの実現
- 地理空間情報基盤の継続的な整備・充実
- 地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策
- 重点的に取り組むべき施策（シンボルプロジェクト）

### ■ 国土地理院のシンボルプロジェクト

「高精度測位時代に不可欠な位置情報の共通基盤「国家座標」の推進」

国土地理院は、i-Construction、スマート農業、自動運転、スマートシティなど、あらゆるDXの取組で使用される位置情報が互いに整合し、システム・サービス間のデータ連携を容易にし、ひいては産業の発展につなげるため、位置情報を整合させるための共通ルール「国家座標」に準拠した3次元・4次元の地理空間情報を誰もが容易に整備・利用できる環境を整備します。

そのために電子基準点網の適切な運用、民間等電子基準点の登録制度の普及促進、地殻変動補正の仕組みの精度向上や安定的な運用の確保、新たな標高基準の整備等を進め、信頼性の高い位置情報の流通を図るとともに、デジタルツインの実現に不可欠な3次元地図の作成基盤となる基準類や3次元点群データの整備を進めていきます。



地理空間情報活用推進基本計画（第4期）において重点的に取り組むべき施策（シンボルプロジェクト）工程表 抜粋  
 ※画像はクリックすると別ウィンドウで表示されます。（企画部）

## 第27回測量行政懇談会を開催

3月9日、第27回測量行政懇談会をウェブ会議で開催しました。

### ■ 測量行政懇談会とは

測量行政懇談会（以下「懇談会」という。）は、国土地理院長の私的諮問機関として、国土地理院が所掌する測量行政の的確な推進に資するために、国土地理院長の諮問に応じて測量行政に関する重要事項を調査検討するとともに、重要事項に関し、国土地理院長に意見を述べるために設置された機関です。



懇談会の様子（ウェブ会議）

### ■ 第27回測量行政懇談会

懇談会では、<sup>あさみやすし</sup>浅見泰司委員長（東京大学大学院教授）の進行の下、まず初めに、国土地理院から「地理空間情報活用推進基本計画（第4期）の策定状況」について報告しました。地理空間情報活用推進基本計画の検討体制、検討スケジュールに続き、計画の全体指針のほか、具体的に取り組むべき施策として、「自然災害・環境問題への対応」、「産業・経済の活性化」、「豊かな暮らしの実現」、「地理空間情報基盤の継続的な整備・充実」及び「地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策」を説明しました。

次に、国土地理院から「政策レビューの評価結果（案）」を説明しました。政策レビューは国土交通省の政策課題として重要なもののうち、特定のテーマについて深く掘り下げ分析を行い、様々な観点から総合的に評価するもので

す。評価結果はその後の政策に反映させることとしています。令和3年度、国土地理院は「地理空間情報の整備、提供、活用」というテーマで政策レビューを実施しており、その評価結果について報告し、了承を得ました。

続いて、国土地理院から、現行の基本測量に関する長期計画が令和5年度末をもって期間が満了するため、「次期基本測量長期計画の策定に向けた検討」を開始する旨を説明しました。各委員の専門分野から、次期長期計画の策定検討に先立ち、「今後10年程度先の社会を見据え、長期的に測量行政はどうあるべきか」等について、アドバイスやご意見等を多数頂戴しました。

引き続き、国土地理院から、平成29年から31年に測量行政懇談会に設置された「地理教育支援検討部会」報告書を踏まえた取組について説明しました。平成31年3月にまとめられた同報告書で提示された6つの「重点的に取組むべき地理教育支援策」と4つの「地理教育支援の進め方」それぞれについて3年間の取組内容と成果を報告しました。委員からは、小中高と段階を追って地理的な能力を培うようなコンテンツの作成や、地理教育支援と測量に携わる人材育成策との連携など提案を頂き、高等学校で「地理総合」が必修化される令和4年度以降も継続して地理教育支援を進めるべきとの進言を頂きました。

最後に、国土地理院から最近の取組として、「国家座標の認証にかかる指針」の公開」等を報告しました。

第27回測量行政懇談会の詳細については国土地理院 HP をご覧ください。

<https://www.gsi.go.jp/seisakuhousei/seisakuhousei41037.html>

（総務部）

## ワンクリックで湖沼の水深が分かります ～地理院地図に新機能が追加～

3月22日、地理院地図に新しい機能を追加しました。地理院地図の「湖沼データ」を表示させると、湖沼内の任意の場所の湖沼の水深（以下「湖水深」といいます。）（注1）や湖底の標高を確認できます。例えば、湖に行く前に自宅から特定の場所の湖水深や湖底の標高を調べたいときや、湖上で深さを調べながら釣りをしたいときにスマホのGPS機能をONにすると瞬時に湖水深を把握することが出来るため便利です。

### ■新しい機能について

これまで湖水深は、地理院地図の「湖沼データ」の等深線や水深の濃淡により把握できましたが、湖沼内の特定の地点の水深は表示されませんでした。新しい機能が備わった地理院地図では、「地図の種類」→「土地の成り立ち・土地利用」→「湖沼図・湖沼データ」→「湖沼データ」と表示させ、リストから調べたい湖沼を選択し、調べたい場所に中央カーソル部を合わせると下部のウィンドウに湖水深、湖底標高（注2）、基準水面標高が表示されます（図）。

### ■湖水深を調べられる湖沼

国土地理院では昭和30年から全国約80の湖沼を対象に湖沼調査を実施しており、令和3年度からは自動で航行可能なUSV（自律航行無人ボート）を用いた調査も開始しています。湖水深の値の基になる湖沼データは、湖沼調査で得られたデータを解析することにより得られます。現在、湖水深を表示できる湖沼は国土

地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp/kankyochiri/koshouchousa-list.html#lakedata>)で「湖沼データ」として提供している55湖沼となっています。

日本の湖沼の中には、湖底標高が海面の標高0mより低くなる湖沼があります。例えば、海とつながっている網走湖（北海道）や小川原湖（青森県）などの汽水湖のほかに、田沢湖（秋田県）は基準水面の標高が249.0mであり、湖水深が423.4mの場所では、湖底標高がマイナス174.4mになります。

今後も地理院地図で湖水深を調べられる湖沼を増やしていく予定です。

注1 湖沼毎に定められる、水深の基準となる水面の標高（基準水面標高）からの深さ。湖水深・基準水面標高とも、湖沼調査によって得られる値。

注2 湖水深と基準水面標高から算出された湖底の標高。

※湖沼データには測量年が古いものもあり、測量当時と比べ現在の湖底地形が変化している場合があります。

※湖沼の測量年は上述のサイトで確認することができます。



図 地理院地図における湖水深の表示方法

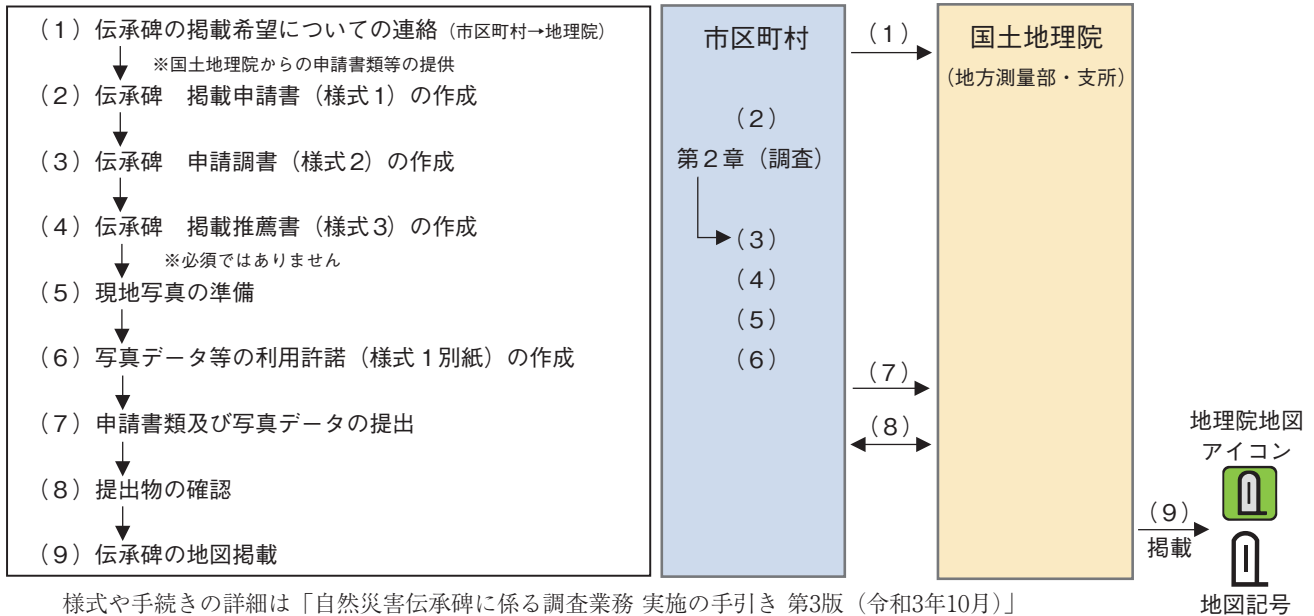
（応用地理部）

※画像はクリックすると別ウィンドウで表示されます。

47	都道府県	399	市区町村	1345	基
----	------	-----	------	------	---

詳細については、自然災害伝承碑のページ (<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi>) をご覧ください。  
 [市区町村の担当者の皆様へ] 自然災害伝承碑に関する当院への情報提供にご協力をお願いいたします。

### 自然災害伝承碑の申請の流れ



様式や手続きの詳細は「自然災害伝承碑に係る調査業務 実施の手引き 第3版 (令和3年10月)」 (<https://www.gsi.go.jp/common/000235746.pdf>) をご覧ください。

### 3月の報道発表

4日	第27回測量行政懇談会開催	総務部
8日	令和4年2月の地殻変動	測地観測センター 地理地殻活動研究センター
22日	ワンクリックで湖沼の水深が分かります ～地理院地図に新機能が追加～	応用地理部
28日	全国の主要な地形がワンクリックでわかります ～災害リスク把握に役立つ「地形分類」を更に充実させました～	応用地理部

報道の内容は、国土地理院ホームページ>2022年 報道発表資料 (<https://www.gsi.go.jp/WNEW/PRESS-RELEASE/press-2022.html>) をご覧ください。

### 5月の主な行事予定

3/23 ~ 6/26	企画展「緯度経度 世界共通の正確な「ものさし」へ —世界測地系導入から20年—
5/16	第235回地震予知連絡会

行事については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止又は延期となる場合があります。

国土地理院広報は、  
 国土地理院ホームページ>広報誌>国土地理院広報 (<https://www.gsi.go.jp/WNEW/koohou/>) に掲載しています。

発行 国土交通省国土地理院  
 Geospatial Information Authority of Japan

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
 TEL 029-864-6255  
 FAX 029-864-6441

連絡先：総務部広報広聴室  
 国土地理院ホームページ  
<https://www.gsi.go.jp/>